

南島八竈考鑑

中島村誌より

南島八竈考鑑（中島村誌・大正三年記録より）

一、緒言（はしがき）。

南島の地。竈の称謂（となへ）。血は水よりも濃し。特種の風尚（ふうじょう）（人柄の気高いさま）。奇しき縁（そぞう）。

二、竈方の遠き祖宗（はるきそう）（初代から先代までの君主）。

平氏の囊祖（のうそ）（祖先）。一門面目の汚辱（おじょく）。一門面目の發揚（はつよう）（かがやかせる）。

鎌倉北條氏の祖。伊勢平氏の源。小田原北條氏の祖。累代の義勇奉公（ぎよそくかくこう）。一門の栄華（えいが）。賢良小松内府。織田氏の祖。竈方の源。舉族覆滅（きょそくかくめつ）の運。

三、竈方の系図。

一驚に価する史実。秘蔵の系図。全竈。全竈生命の源。竈方紋所の由来。維盛の人物。

四、竈方宗祠八幡宮。

国民的精神の神体。八幡神像の由来記。宇佐八幡宮の由来。劣俗なる神名神祠所在地の古今。

五、竈方草分の鼻祖（はなそ）（第一の先祖）。

二個の伝記。必然的断定。郷党覚書（ごうとうおぼえがき）。南島に来れる動機。河井の旧居。

六、竈方の発展沿革。

製塩を創めし年代。北畠氏と竈方。竈山に関する証文。

竈の称え及び竈変遷（かんせん）の原由（げんゆ）（おこり）。五竈時代。六竈時代。二十五ヶ所山別の記録。

八竈の形成。竈方沿革の概括的要領。五苗字の証文。製塩廃止の年代。珍蔵古井。

七、竈方の活動。

武士的面目。赤堀の陣と竈方。関ヶ原の役と竈方の知行二百石。壯快なる進撃。大阪の陣と竈方。島ヶ原の乱と竈方。

八、竈方の風尚^{ふうしょう}（人柄の氣高いさま）。

歴史と境遇との力。同族の団結一致。村内規定書。模範的美風俗。

九、竈方と代智院。

大智院の本尊。十三佛の由来。親密なる関係。大智院の開創沿革。竈方の本寺。

十、大智院と八幡神像。

大智院と八幡神像。

十一、結尾^{けつび}（おわり）。

祖先の訓戒。局外者の目に映りたる竈方祭。竈方祭に対する竈方人士。

団結一致編。部落的の觀念。家政旬度と個人主義。

竈方果して保守的か、唯道徳あるのみ。道徳と弓箭^{ゆみや}。結辭。

十二、八竈考鑑略年表。

一、緒言。 「原文記載する」

神風の伊勢度会郡その南、千傾^{せんけい}、萬傾^{まんけい}の男波女波寄せては返す海岸線に屈曲多き辺一帯、東西十数里の地、これを總称^{そうしめい}して古來より南島^{なんじま}と言う。

南島の間に介在して東北部、吉津村、赤崎竈。島津村、小方竈、栃木竈、棚橋竈、新桑竈に到る、八ヶ字の村居あり是を竈方と云う。

村居にして竈字を用いるもの未だ他にこれ有るを聞かざる処、伝え云う往時^{おうじ}（むかし）製塩を業とし各所に塩竈の設備ありにより出し称えなりと。塩なるものは火食せる人類の生活に一日も欠くべからざるものなれば、以て直ちに生活の意義に代用せらる語りとなるなり。

※（例へば）「はすの烟も立ちかねる、と云えば生活困難を意味する如く」。？

往時に於いて生活の中核^{ちゅうかく}（物事の中心となるもの）たりし塩竈の竈は、やがて若しくは家の代名詞に用いられるに到りし転換なる語りなりと見らるべし。此の八邑^{はちむら}（邑^{むら}村）は同じく竈を称する所以は固より漆膠^{しづこう}

II (固く固まる) 離れざる親密の縁 II (まといつぐ) 関係あつて存するより他なし、是れ後裔 II (子孫) にしては八村在居の人士は根本的に氣脈、相い汲めるものと云うにあり。

それ「血は水より濃し」同一血族なる事が竜方團結の力を植え、且つ名門の流を汲む事が大なる誇りとするに足り往時より一般民人のそれと何おか別ち有るが如き風尚を帶び久しく南島近界に異彩を点じ来る事、ここに所以有るなり。誠に始めて竜方の地を踏める者、或いは道行くより大方竜に行き、若しくは小方・柄木その他の竜方を過るも既に一步を其の村に入れるや、一種名状すべからざる髪鬚 II (ほんやりと霞んでいるさま) の裡、一片共通の空気が漂えるが如き直覺 II (直接とらえる事) 的感触に打たるるならむ。況や更に其の風俗、習慣等の由の来る所を仔細に観察し来たらば誠に由緒有り歴史有る特異の村落たるを知り漫口にゆかしき感に堪えざるものながらむや。

平氏と云えば人をして直ちに壇ノ浦の夕日と共に没落し果てた栄華の一族を想わしむ、而して此の栄華を極めし一族こそ所謂、伊勢平氏の一門にして其の上我が伊勢の地に居れる者成りと云える、今その族裔が同じく又此の伊勢に來たりて現に南島に異彩を存ずる事、或いは、其れ奇しき縁とも云うべきならずや、次に下項を遂てゆかしき竜方の所由沿革の一班を考覈 II (考え方調べる) せむ。

二、竜方の遠き祖宗。

既に云う竜方は平氏の後裔なりと、平氏の子孫なる者、豈平氏の祖宗を識らずして可ならむや。

平氏實に人皇第五十代桓武天皇（天応元年～延暦二十四年）より出ず今を去る約千二百余年の昔に在り、天皇の婦人多治比莫宗、四子を挙げ其の長を葛原親王という幼くして才名あり長じて謙謹好んで書史を読み以て自ら鑑む。四品に叙し、式部卿に任せられ、其の子高見王、其の孫高望、高望始め平姓を賜い上野介に拝せられしより子孫、世々武臣となり、其の旗みな赤を用う。

高望に四子あり國香・良将・良兼・良文と言う。並に東國の守、或いは介、或いは鎮守府將軍に任せられる。彼の平親王と称し凶暴桀黠（悪く荒々しく悪かしこい）後世まで平氏一門の面目に拭くべからざる汚泥

を班着せる平将門は實に此の良将の子なり。而して一矢立つところに是を壊滅して父の仇を報復し以て勤王奉公の誠を致し以て一文の功深相償の面目を揚げたる者又實に國香の子貞盛なりとす貞盛功を以て從五位上に叙し更に從四位下に進み鎮守府將軍兼陸奥守に任せられる後世呼んで平將軍と云う今より凡そ九百七十余年なり。

平將軍四子有り其の次子維將これ後世鎌倉幕府の執權を以つて顯れたる北條氏の祖なり其の季子維衡武勇を以て尤も称せられ平致頼・源頼信・藤原保昌と並びて當時に四天王の名有り下野守に任せらる所謂伊勢平氏は實に此黯黒の系統なる者なり則ち維衡の子を正度と云い正度の子に正衡・秀衡あり秀衡は上總介に任せられ其の子孫世々伊勢に居る是戰国の交、関八州に雄視せる後北條氏の祖なり而して正衡の子を正盛と云う亦頗る武幹（武芸のうでまえ）あるを以て称せらる、この頃源氏又武臣として平氏と並び彼の八幡太郎父子功を陸奥に樹てしより宗党（一族・一門）漸く強大なり。

義家の長子を義親と云う時に對馬守たりしが九州を標掠（めあてにうばいとる）して官吏を殺し朝廷を隠岐に流ししも遁れて出雲に逃げ帰り復した官吏も殺し貢賦（みつぎものと租税）を強奪す、まさに勢い猖獗（たけりくるうさま）なりき。乃ヶ詔（征伐詔書）を正盛に下して追討使となし特に鐸鈴（庭につるす鈴）を賜う正盛向かいて義親と鬪かい其の首を斬りて之れを京獄に晒す。時に鳥羽天皇の天仁二年（一一〇九）なり。

正盛の子、忠盛、伊勢・伊賀の間に居り鳥羽・白川上皇二代に仕えて寵用せられ但馬守に任じ、始めて昇殿を允れる人となり一目を眇（ひよう）（細く小さい目）し頗る膽勇（たんゆう）（太いきもたま）の機略（きりやく）（りんきおうへん）あり妬目嫉視（ねたみやしつとの目）の裡に処して益々殊恩を蒙り累進して正四位下刑部卿に至る而して忠盛の子は實に清盛なり。

清盛左衛門尉より從四位下安芸守に遷り「保元の役」功を以て播磨守となり、太宰大貳に遷る、始めて甲第（上屋敷）を六波羅に興し声望漸く隆なり之を以て源義朝などの嫉妬する所となり遂に「平治の乱」起こる。清盛戦場の功を以て、正三位參議に任せられ後白河上皇の息寵一身に高まり平氏の威、天下に振るうに後、凡そ二十年間を平家榮華の極頂となす。清盛は累進して終わりに從一位太政大臣に至り専權驕華（華々しく

高い権利を独占する）。能く落日尚挽回する力有りと云われ一門子弟の顯榮^{けんえい}（身分が高くなりさかえる事）の位に昇る者六十余人其の采邑^{さいぎ}（采配の出来る村）天下の半を保ち「平家にあらずんば人に非ず」と傲語する者有るに至る。然し是を以て暫く朝野の嫌忌を買う。此の間に処して純忠・至孝・智勇・賢良を以て芳名を千載に流すもの猶り小松内府重盛、其の人となす内府は大政入道清盛の嫡子なり、保元（一一五六）の際は未だ弱冠^{じやつかん}なりしも「敵を折びて這むは豈武臣の為に所ならむや」と云つて八郎為朝の矢表に立たむとし、平治の乱に「武臣天子の急に赴く何ぞ猶予せむ」と云つて父を促励し自ら先頭にたち大に紫宸殿前に戦い悪、源、太義平と相驅遂^{くわく}（追い払う）して櫻橋^{さくらばし}の樹を七辺せし勇壯の談の如き治く人口に膾炙^{かいしゃく}（廣く世にもてはやされる）する所なり若しそれ「忠ナラムト欲スレバ孝ナラズ。孝ナラズト欲スレバ忠ナラズ重盛が進退此處ニ谷マル」と云つて其の父の凶暴を苦諫^{くかん}（苦言を以ていさめる）せし丹哀^{たんあい}（心から哀れむ事）に至つては千古の下、是を聞く者をして感憤^{かんぱん}（心に感じ奮い立つ）措く能はず、為に尤も惜しむ内府治承三年（一一七九）四十二才の壯齡を以て父は薨去^{こうきよ}、内府^{ないふ}（内大臣の別名）七子あり、其の長子維盛、其の次は資盛、資盛の裔^{よい}（すえ）に戦国時代の英雄、織田氏有り而して維盛は我が竜方の源流たり。

内府薨去の明年、源三位頼政兵を挙げて平氏を伐りたむとして、相踵で頼朝・義仲等、諸源氏蜂起^{ほうき}す、その明年太政入道清盛薨^{こう}ず内府入道父子薨去の後は内府の弟宗盛専ら事を執りしが元暗庸^{あんよう}（常に暗い）の器、優柔不斷にして一門統率の任に勝ちへず、新中納言知盛、能登守教経等の膽勇その他材幹の士堪へからざりしも是が用を知らず、義仲の殺到^{さつとう}するや慌てて京洛を棄て徒に儒子をして旭将軍の名を成さしめ举陥西海に漂ふの悲運を招く後、間に乘じて一度恢復を図りしも源九郎が強襲^{きようしゆう}、一ノ谷の險その守りを失するや重ねて同一悲境に沈倫^{しんりん}（落ちぶれる）し文治九年（不明）「文治元年（一一八五）平氏壇の浦にて滅亡」を境に壇ノ浦覆滅^{ふくめつ}の最後を賭るに至る。

嗚呼！明日の潤いは今日の瀬人、世の状態転変極まりなしと雖も、さしも栄華一世を ふせし平氏の一族此処に全く其の根幹を絶ち其の枝葉を枯らし天下は挙げて源氏の掌握に帰り、平治而して後に於ける源平二氏興廢の形勢、主客正に其の位を転換するに至り時運の推移是を如何にともすべからずと雖も而して

も亦感慨止む能わざるものならむ哉。

三、竈方の系図。

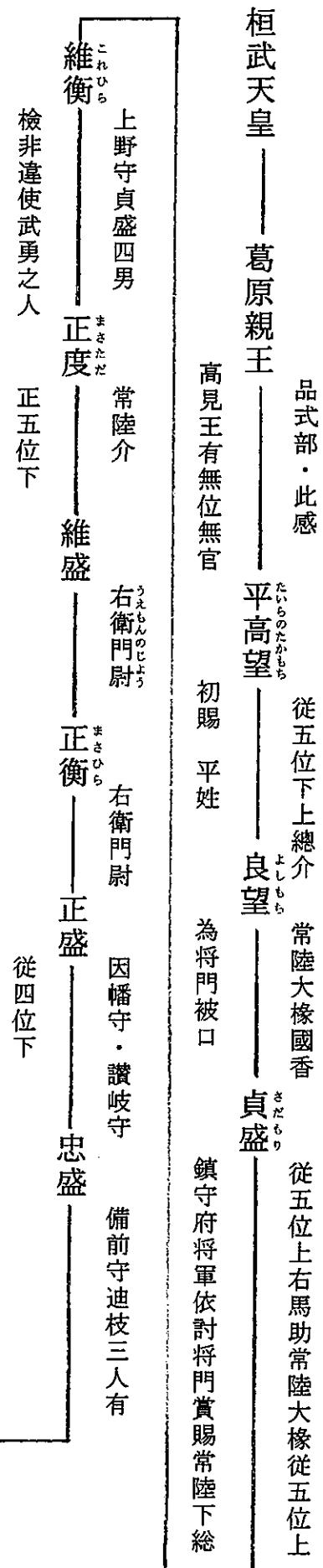
壇ノ浦の覆没^{ふくばつ}（戦いに大敗する事）一門剣滅^{そうちがん}（亡ぼされる）に逢い殊に宗家なる小松内府の後は維盛熊野浦に自殺し維盛の子六代、斬られ嫡流^{ちやくりゅう}（本家の血筋）全く絶えたる事、一般史伝の示す所なり然るに此に史家の一驚にあたいする一史実の存するあり、則ち維盛に知られざる嫡子ありて源氏の世と成るより以来、深く晦匿^{かいつく}（くらまし隠す）して祀りを後世に絶やさず今日に至り其の子孫と称する者連綿として栄植し現に此処に存する事実に是なり。

維盛の嫡子とは誰ぞ曰く岸上行弘其人是なり現存せん子孫とは是廣く南島竈方人は是なり。

竈方は平維盛の苗裔^{ひょうえい}（遠い子孫）なりとは吾人が古老・口碑相伝へて久しく近海隣村の商人する所なり、口碑伝説のみと云はず更に此処に唯一の証拠たる物あり、古くより御証文と称して各竈方嚴重なる鑑保の下に伝へ来る重要古書類中に於ける系図の一巻、実に是なり。

今其の全班を写し以て之を闡確^{せんかつ}（ひらき確かめる）せむ。

人皇五十代



清盛

重盛

維盛

淨海養・和元年閏二月四日薨

出家法名淨蓮同八月一日卒四十二才

於熊野那智海称入水隱十津川辺

左衛門尉雖為維盛嫡子以妾腹

左衛門太郎

右衛門兵衛・自維盛鄉以來

小太郎

半右衛門

稱維盛家人因一ノ谷戰忠賜・三引龍紋

長盛

所奉守造八幡像神殿

久盛

國長

幕六葉柏・三頭巴左右(田)鎧一ノ谷軍
敗北之時父維盛伴鄉至紀州於河井居住

八郎本人
国行——国武——国光——国定——廣重

弥助此節至潮汲以燒塩業とし

往々竈者称來、則平家之党者也。

以上は竈方所傳の系図全部(但し直系のみ)写せるもの也。

此の系統、廣重に止まりて後を記せざるは最も憾を遺す所なり是を所々の捕註^{さくちゅう}=(さしあさみときあかす)、殊に末尾の四十余字中「信長公所々の戦場云々」と云える語により徵するも古くとも信長時代以後、則ち永禄・元亀(一五五八～一五七三)の交、より以来の所伝なる事略し想観すべきが如し、想うに廣重以降、一族分合、集散、幾変遷ありて祖統、傳脈の跡、漸く散逸、漂滅せる事を恐れ宗支相合して時に此の一巻を作り以て後世をして永く其の本を知らしめるに供したるものに非るなき哉。

但し是は固より私見憶測のみ、更に後賢有識の考鑑にすぐれたざるべからざるなり其の孰れなるにせよ祖宗、嫡々、相承、由つて来る所なりんば争でか此の一巻有るを得む此の一巻真に全竈方精神生命の源と云うべきもの「たらずむばあらず」なり。

維盛卿に六代なる公達ありし事は或いは史伝、或いは文栄に露の如く華の如く憐れに美しく伝へられて世広く是れを知る、而して別に隠したる一子しかも其の長子たる岸上行弘なる人有りし事は一般に未だ曾

て見聞せざる所なり是を史家の「驚」に価する史実と云うも亦誇張の言に有らざるべく以て歴史上の一発見とするに足らずや。而して實に之れが竈方の太祖たるなり、系図挿註に見るに左衛門尉、元來維盛卿の嫡男たりと雖も妾腹の出なる故を以て、表面平姓を称せず維盛卿の家人と号して之に従いしと云う、其の母の何人たるやは明らかならざれども胎出の児が平族宗家の嫡子なるにかかわらず其の姓を称せずして降つて家人たるに甘んじたりしより想い見れば當時に於いて相当門地ある人の女にはあらざりしにや。

左衛門尉一ノ谷戦功ありて、時に三引龍紋幕・六葉柏・二頭巴（左・右・回）の紋章鎧を賜うと云う、之れ竈方紋付の由来なり、今人多く三葉柏を用うるは蓋し六葉を筒省（つつをはぶく）（つつをはぶく）せるものか、而して岸上の姓も此の際に於いて定められしと伝う、或いは其の母子にたよれるものならむ、之れに就いて疑うて云う者あり、「一ノ谷軍敗して後、行弘は父維盛に従つて紀伊に入ると云へば此の戦功賞賜は何処に於いて何人に受けしや」と按するに一ノ谷廃退後、維盛卿又一族と共に屋島に在り後、間出（すき間から出る）して高野山に赴き次いで熊野社に詣り（熊野社は夙（昔から）に其の父祖より深く尊崇し來たれる所）に到り隠れると云う、而して岸上左衛紋尉は此の間に常に父に扈從（したがつて）したり、又一度同じく屋島に一族と共にしが、然らば此の紋幕鎧などの賞賜は一門、一ノ谷を退いて西海に集うる後に於いて行はれしか或は一ノ谷尚、籠城中（ろうじょうちゆう）、功ありて賜りしものか而して其れは恐らく其の主事せる維盛卿より授与せられしものなるべく否らずんば一門の統率地を践める宗盛より受けしものならざるべからず。

此處に筆を点じ少しく維盛卿の為に付き語るべきもの在り治承中（一一七七～一一八一）諸源氏、蜂起するや卿は宗家の嫡流を以て先には特に鐸鈴（庭につるす鈴）を賜り追討使として五千騎を率い駿東（駿河の東）に頼朝を討ちて空しく西歸りし後には七万の兵を揚げて北越砺並の險によりて義仲の五万騎に当つて大敗し一族没落の後は一身西海より遁れ來たつて紀伊に入る此に由つて後世目するに怯懦（いくじなし）暗愚（おろか）を以てし太しきは不義・歿情殆ど睡棄（さげすむ）すへき人物となす。而も具さに察すれば未だ必ずしも然らざるものあり彼の富士川に頼朝と対陣するや源軍日に加はり其の勢、式拾万と号するに至る。而して我は僅かに五千騎に過ぎず未だ戦はざるに氣、先づ沮むものあり、それ戦は一に士氣に在

り宜なるかな終に夜水禽^{つい}（水鳥）起こり相驚^{あいおどろき}以て敵大に至るとなし踏籍^{とうせき}（ふみにじる）して潰走^{かいそう}（やぶれて逃げ走る）するに至る。

史に曰く此の時に当つて維盛、奮然蹶起^{ふんぜんけつき}（奮い立つ）怒目叱咤^{どもくしつた}（怒り大声で叱る）して北くるを制し自ら留まり死戦す、藤原忠清、固く強^{つと}ひて西上せんと忠清は北軍に於ける參謀の主なりしなり以て維盛卿の決して怯懦^{きょうだ}の士に非らざりしを知るにたらむ。彼の砺並山の大敗陥を^{つん}で備へず敵の強襲を如何ともする能はざりしが如き蓋^{がた}し実戦に馴れざる貴公子を以て久しく太平文弱に流るるの將卒を統べ梶雄^{かじゆう}（荒く強い）義仲の詭計に陥る其の敗や深く怪むに足らず、夷盛卿の過ちのみに非ずなり 又屋島より遁れ来たれる事、當時に於いて一面又卿の為、同情すべき状実、無きに非ず、史を閱するに維盛卿既に間出して高野山に至り其の旧臣の僧なる者にあい之れに語るに情を以て曰く「吾が先君（重盛）故を以て猜疑^{さいぎ}（ねたみうたがう）し、吾を頼盛に比す吾れ故に遁れて此に至る一度、熊野の祠に至り水に赴いて死せむと欲す」と此の語為に三顧^{さんく}（三度たづねる）せざるべからず、初め平治の乱頼朝捕はれて當に斬らるべかりしに清盛の繼母池禪尼之れを憐れみ切りに宥^{ゆる}を請う禪尼の子頼盛（清盛の異母弟）及び小松内府又固く之を請うて終に伊豆に^{かたり}送す、之れによつて頼朝深く頼盛母子及び内府を徳とす、平氏の運日に傾りに及び、頼朝特に書を頼盛に送つて、其の他意なきを云う頼盛即ち留つて京に在り、終に一族に西海に伴はず宗盛等以て不義として之を罵^{のの}る。

而して維盛卿故内府の嫡子たるの故を以て又目するに頼盛の比を以てし猜忌^{さいき}（そねみきらう）濱視^{ひんし}（しりぞけみる）する事甚だし是を以て遂に同出するに至ると云うにあり、此の終始の言行を以て推すに維盛卿の人物決して世の酷評^{こくひょう}（きびしい批判）するが如きにあらざるを知るべし固より其の父祖に比すべき材幹は遠く望むべくもなかりしと云へ当時の一族に於ては確かに一方に重視せらるるに勝るべき人物たるを失はざりしが如し。

三位中将維盛是實に竜方人士に於いて最も重要な名ならずや為に卿が之れが辨を為す。

四、竈方宗祠八幡宮

祖先崇拜の心、敬神の念は實に我國民的神精神の神體にして發し以て燦然たる國体の精華を致す所以なり、誇りある血統と史伝とを有せる竈方、此處に於いて亦決して他後に落ちざるり。

往初より以て今日に至り吾が黨の此の精神を華向するの標的たるもの實に我八幡神祠なりと乘馬の神驅すべて黄金を以て作り奉れる稀世の宝像にして靈光四方に輝き、威名遠近に聞する事此處に久し今此の神像と竈方へ果たして何故成る因由いんゆう（原因）関係あるかを明らかにする事甚だ重要事項たらば在らざるなり、而して此に亦竈方の秘藏の最も重要な一卷あり次に揚げて彰明すべし。

抑當社八幡者・往昔我祖先平維盛卿・擬宇佐八幡宮而奉造模形像・所被奉護持干廻々戰場也・然而一ノ谷廃退之刻給事無之・一ノ谷之後・紀州尚至當國持念給而・後行弘長盛伝之今至某奉草舍恐神威造立小祠奉安鎮之者也・倩案祖先之事神意雖無阻隔・時運又可奈何況有前業哉向後謹而奉拜此神殿禮尊無怠慢者蒙擁護事万世不可有疑者也・為後葉記之奉添神像。云爾。

正徳三年（一七一三）庚寅八月十一日

平維盛四代末葉岸上右衛門兵衛

平行盛記之。

一般閱讀の便に供せんが為に次に此の本文を訓訳すべし。

抑も當社八幡は、その昔我が黨の先祖平維盛卿が宇佐八幡宮に、なぞらて模型の像を造り奉り、廻々の戰場に護持し奉られし所なり、然して後、行弘・長盛之れを伝へ今某に至る。草舎に奉じるは神威を恐れて、小祠を建立し之れを安鎮あんちん。（安らかにしずめる）し奉るものなり。

うるわしい祖先の事を案ずるに神意・阻隔無きと、いえども時の運、又何となすべし、況いわん（たまたま、偶然）や前葉ぜんよう（まえの世）に有り哉。向後謹んで此の神殿に奉拜し怠慢なく尊をうやまへば擁護を蒙る事万世疑ざるものなり、後葉の為め之を記して神像に添え奉る。云爾しかひる（以上のとおり）。

按するに宇佐八幡宮は欽明天皇の三十一代肥後の國、菱形池の辺に於いて一民家の小兒三才ばかりなる

が、俄に物気つき、「我ハ譽田天皇ナリ」と神託ありければ終に豊前の国に地を相して鎮祭し奉られるにはじまると伝へらる。「譽田天皇」とは人皇十五代「應神天皇」の御事なり。而して竈方の八幡宮は實に宇佐八幡の神像なる事、此の由来記の文によりて明なり、然るに何時の頃何人の意に出でたるや、現に八幡宮「宇佐別命」なる神名を附し奉る、蓋し宇佐八幡別体の神像と云う意味よりせんならむ劣俗極まれる神名其の神聖威徳を妄讀する、殊にいたみ悲しきものと云うべきかな。

而して始めて神祠を此の地に造営し安鎮し奉れるは、維盛卿四代の裔岸上行盛の代、正応三年（一二九〇）なる殊も又明かなり、但し現在神祠は大方竈に存すと雖、大方竈は後に道行竈より派出せしものにて元と八幡宮も又道行竈に在りと伝へらる然も道行竈は果たして原始的竈なるか否やさへ疑いなき能わざれば要するに行盛は始めて小祠を造立すと云へるは何れの地なりしや、今にして唯望羊（遠くみるさま）の嘆あるのみ殆ど追究すべからざるなり、或いは又伝ふる者あり、曰く往時我が党は源氏の嚴酷なる探窮を避け深く平氏の族なる事を晦匿し殊に貴尊なる八幡神像の難に罹（かか）うる事を恐るる事甚だしく最も人の知りやすからざる僻（へい）蔭の地を擇して之れを安鎮せしものなれば時代の推移、土地の変遷に従つて屢々各処に遷座し奉りしものにして道行竈より大方竈へ移る以前更に幾次の変転在りしなりと、或いは然らむか而も其の所謂う幾次の変転ありし時代及び土地の何れなるかは全く明かならず而して其の原始的所在地に就いては依然として遂に知るべからざるなり。

要するに竈方党の祖三位中将維盛卿所傳の神像にして殊に宇佐八幡の尊像に摸し之れを造るに黄金を以てするといへる由緒あり且つ最尊・最貴なる八幡宮か古往今來竈方人士絶大の崇敬敵精神を支配する事固に當に所以ありと云うべし。

五、竈方草分の鼻祖

竈方鼻祖（のうそ）^{（先祖）}は畏くも桓武天皇より出でたる平氏なる事、而して平氏に於いて實に忠孝両全一門の巨壁（きよへき）たる正二位内大臣左近衛大將重盛卿の嫡流を汲む者なる事は、上來記せる所により自ら明かなり。即

ち内府公の嫡子ちやくしを正三位右近衛中将兼伊豫守維盛卿と為し、而して竜方は實に維盛卿の庶長子しよちやうじ（正妻以外の女性から生まれた長子）岸上左衛門尉行弘なる人の子孫なればなり然らば左衛門尉を以て竜方の草分け者と為すか否か此に少しの考証の用するものなり。

左衛門尉は其の父卿に従い紀伊至る事、前に既に記す伝う、その後父と袂を別ちて紀州に留まりて河井に居住す、其の子孫に至つて河井を去り移りて当国に來たる。而して其の子孫と云える者、何れの代に属するや之れを明記せるもの一つも存せず其の蹤追うにくるしむと雖も参照さんしよう（しらべる）推故以て略々模索し難きにあらざるなり、之に就いては卿党の伝説に一つ有り一つは正応年間（一二一八八一一二九三）に在りし他は宝徳（一四四九一四五二）の比に属すと云う前者は彼の八幡宮由来記に正応三年（一二九〇）の日付あるによる、後者は所謂、御証文の最も古きものが宝徳二年（一四五〇）の明記あるよりする物の如し、按するに正応三年は「伏見天皇（一二一八七一二九七）の御世、鎌倉の既に澆運ぎょううん（うんが流れる）に近ける北条貞時七代の執権たる時にして而して宝徳二年（一四五三）は後花園天皇（一四二一八一四六三）の御宇（天下を統治する）足利義政八代將軍（一四五三一四七二）として豪奢ごうしや（非常なぜいたく）文弱ぶんじやくに流れ天下擾乱じょうらん（入り乱れさはぐ）漸く釀す交、？記載年代に百六十年の隔たりあり察するに後者の單に御証文の最も古いものに依つて草分けの年代に充てんとするは此処に首肯しゅこう（同意する）し難き所今之れを取らず前者の正応年間説に就いて考へる所あらんと欲す。八幡宮由来記に「紀州より尚當國に至る様念じ給う」の向き有り此の「當國」は伊勢の國の代名詞なる事断定は必然に得らるる所にしてのち此の時既に行盛の伊勢地に在りし事自ずから明かなり。

従つて彼の「小祠を建立」と云へる小詞も又決して紀伊の地に非らずして当国、即ち伊勢の地なる事を知るにたるべし畢竟ひきょう（つまり）此の明文と伝説とを綜合して竜方先祖が一度紀伊の河井に居住し後、去つて伊勢に入り遂に竜方村居の基をそう創たるは正に行盛の時にして正応（一二一九〇）若しくは其の少し前、弘安（一二七八一一二八八）の交、前後なるべきか推定に躊躇ちゆうちよ（ためらう）せざる所なり而して何れの地が始めて草分けられしか現在諸竜の中孰が宗族、何れが支族、等の考察に至つては之れが拠べきべきもの

一ツも存ぜざるを憾むのみ。卿党に覚書。

其古河井ヨリ新宮浜ニ出デ船二乗り五ヶ所近所八九里ガ間
相賀マデ浜辺内ニテ塩焼暮シ居申候。

二節あれど徵^{ちよう}（取立る）するにたらず。

更に吾等の祖先が河井の旧居を棄てて南島に移るに至りし動機如何を想うに或いは其の平家の族なる事を知る所となりて遂はれしものなるべしと云う者あれども蓋し当たらず、察するに始め岸上左衛門尉が紀州に至るや源氏の追捕を避けて特に新宮川上、河井の地を撰んで廻しものなるべけれど世降つて源氏は三代実朝に至つて宗族絶滅し平氏の裔を以て実權を奪いし北條氏も既に七代の末、正應の比に及びては天下復タ平族の故を以て戒飾^{かいじょく}（飾りを戒める）を要せざるの時なり河井を追はれしと云えるは理なきにあらずや。

想うに年と共に一族漸く増殖するは数の然らしむる所蹙険隘^{しづくさきょうあい}（せまく小さい）の地は諸端生活に便宜を欠くこ事少からざるべく遂に以て之れを棄て移りて更に居を此の南島に想定せしものに在らざるなきか。

平家西海の覆滅は元暦二年（一一八五）なれば左衛門尉は紀伊に隠れてより長盛を経て行盛に至る三代凡そ百年間は河井に在居せしものの如く、行盛の南東に移り来りしは其の晩年ならむか聞く河井の地なる連山谷深くして現に殆ど別天地の如き観あり蓋し在昔以てよを避くるには好適の処なり、而して行盛の当国に移るに当たつてや悉く一族を率いて去りしものの如く今日河井の住民に就いて尋ねるも唯往昔平族の居りし事在りとの伝説は臘氣^{おぼろけ}に存するのみにして何等追考の資するものを見ずと云う、若しそれ彼の宝徳年間説に従うか元暦二年より宝徳二年に至る正に二百六十五年の長年月を河井に歴しとせば今日尚何らか痕跡^{こんせき}の今少しく明かに仰せらるるもの無きからんや之を以て見るも宝徳年間説は愈^{いよいよ}疑はしと云うべし。

又別に伝うるもの在り、曰く始め嘉穂委を出でて紀勢の國境、新宮に居城し一時付近を征服せしが後民間に降りて南島に移り終に製塩を業とすと單に一説として此に参考に供す。

既に竈方の草創を攷ふ更に以後の発達以て今日に至る沿革を明らかにせざるべからざるは当然の順序なり上章、竈方の原始的年代を凡そ今より七百二三拾年前とする事及び草分け者は岸上右衛門兵衛行盛成る事之を推定する所の如しと雖も其の比に於ける一族の多少生活状態の如何等は詳に知る事困難なり。系図挿註の文によれば行盛より八代廣重の比ろに及んで潮を汲んで焼くを業とせる事明かなり（系図参照）されど廣重の比ろか何時の年代に属するや記せず之を確知するに由なし唯廣重の祖父国光の下に永和九年（一三六五）頃の文字あるにより大約推考するを得べし。

按するに永和は北朝の暦号にして後圓融天皇（一二三七一～一二三八一）の御世、足利義満三代将軍たる時、南朝は後龜山天皇の御宇（天下を統治する）天授九年（一二三八三）に当たり楠氏の遺族忠以て僅かに吉野の行宮を護るの交、之れによりて国光より廣重に至る三代を五、六十年乃至百年許の間として永和元年（一三五七）を起点とし概すれば其の五、六十年後は称光天皇の応永三十一年（一四二四）「足利義量五代將軍」乃至後花園天皇の永享六年（一四三四）「足利義教六代將軍」頃にして其の百年後は後土門天皇の文明六年（一四七四）「足利義政八代將軍」なれば廣重の年代は大凡此の間に属する事、推測し得らるべし更に彼の竈の称えは製塩を業とせしに基りと云える、伝説に従はば稍々遠き年代を探る事を得べきもの在り其れは宝徳二年（一四五〇）國司北畠氏より賜りし証文の宛名が「總竈年寄中」とありて既に竈の称えありし事を知るべければなり即ち製塩の業は小くとも宝徳二年より若干年以前に始められしものなれば自ら明なり是に於いて前に挙げし年代と之れとを綜合参考するときは略所要の時代を知るにたらん、宝徳二年頃廣重始めて塩を焼きしと云う年代は其れより若干年以前而して応永より永享の頃に出でずとするが故に、正に「嘉吉・文安」（一四四一～一四四九）の頃と推知し得るなり。

想うに固よりよを忍び深く踏藏（くらにふみ入る）する必要あり、故に士族平氏の間に交わり来る事久しう以て世を降りると雖も武門の棟梁（とうりょう）たりしたりし平族の後なる面目は全く滅却せざるもの在りしが如し系図の末尾に「信長公処々ノ戰場國司北畠家ノ戰場等悉ク軍忠ヲ致ス者ナリ」の文あるはこれが反映に賭る

べく即ち平生は山野に採樵^{さんきょう}（木をきり集め）し、或いは浦浜に焚塗^{かんと}すると雖も、機に臨み事に際しては即ち兵甲^{へいこう}を貫き弓箭^{ゆみや}を執つて起りし事を知るにたらずや。

口碑伝う吾等の祖先が往昔北畠家の為に渴す所あり依つて山二十五ヶ所を賜い之を塩木山、又は竈山と称して子々孫々相伝え今日に至れりと、而して其我が何れの年代に属し如何なる事物によりて之れを得たるか文献散亡今にして之我が考証^{こうしょう}（正確な証拠）を挙げるに由なきは尤も憾みとする所なり、されど此の伝説の決して妄誕^{もうたん}（うそ）ならざるを信ずるに充分なる証左^{しょうさき}（証拠をいう）の現存せるは又尤も會心^{かいじん}（心にかなう）事たり。

次にこれを列挙すべし。

（其の一）「此れより其の七迄、古文書資料集と照合し記載」

法度

一竈引越たるあとに島近所の者竈山きり候はば曲が事に仰付けべき事。

一竈山きり候に付主なき候者町をうけ近き郷へ御尋有るべき事。

一竈山の近所の草焼き候はば竈山へ火の出でざるよう仕るべく候

自然竈山へ火入れ候はば山焼き候郷、御成敗有るべき事。

右条々依仰如件。

宝徳二年（一四五〇）三月二十日

忠行 花押

總竈年寄中

（其の二）

分領中山之事、任先代御判之旨不可有相違者也

亦所務之事者可為如前々仍如件。

永正十八年（一五二二）辛巳二月二十六日

親忠 花押

五竈知分中

(其の三)

本文 前文と同じ

大永七年（一五二七）丁亥三月二十日

国忠 花押

五竈知分中

(其の四)

本文同前

元龜二年（一五七一）辛羊七月四日

忠親 花押

五竈之中

此は北畠家より受けたる証文の重なるものなるが之れによりて所謂竈山なる者が殆ど永久的に竈方領たる事を許され且つ保証されし跡を見るべし北畠家は古く南朝の柱石たりし名家にして久しく我が伊勢の国たりしが永禄十二年（一五六九）織田信長の征服する所となり越えて天正四年（一五七七）基督教殺さるに及び信長其の名門絶滅せむを惜しみ特に次子信雄を以て北畠家の家名を継がしむ。後織田右府空しく大志を本能寺一夜の灰燼（灰ともえのこり）に附し去りしより中原の鹿は豊臣氏の護る所となり太閤薨じ関ヶ原（一六〇〇）の一戦、天下は終に徳川氏に帰し世運実に幾変遷ありしと雖も吾が竈方の運命には固より影響なる所なり竈方領有の如き、又依然として世々の確保を受けたれり。更に次の証文によりて之れを徵（しるし）すべし。

(其の五)

一竈山の儀先規よりの通り相違なく仰せ付けられ候地子の儀は御蔵に有る様に合点仕るべく候緒役の儀も此方竈の所とさせ可候也仍如件。

天正十一年癸未歳（一五八三）十一月九日

田丸中務

直息 花押

(其の六)

竈年寄中

捷

一竈山へ火をさし候はば、なわを引き近き郷を御成敗有るべき事。

一かま山近所の山をやき候はば、かま山へ火のいらざるやうに可仕候、

自然かま山へ火入候はば山をやき候郷、可為曲事事。

一竈山へ火をさし入候者からめ取においては十貫文、御ほうびたるべき事。

右條々依仰如件。

天正十六年戊子（一五八八）三月四日

藤川源八 名判

六竈中
(其の七)

塩竈山の儀に付て阿曾浦と申事双方召寄、せんざく候処、証文を出し、甘五ヶ所の内紛れなくに付いて、
竈の者理運に聞き届け候、先規の如く深山ともに相違ある間敷候、其の上去る文禄三年（一五九四）御檢
地の時も右廿五ヶ所指出のものと相究候、旁証跡慥に候、不可有異議者也。

稻葉藏人正

稻葉兵庫頭道通花押

朽木河内守重通花押

元綱花押

南伊勢度会郡内 六竈中

被仰出之覚

一竈山近所の山をやき候はば、かまへもとどけ竈山へ火の入らざるやうに

可仕候事。

一竈山やき候はば過怠として銀子三枚代官取り立て上 可申候事。
一草山やき候時届け候はば則近所の郷より罷り出防まか可申候事。
若し油断にてやき候はば其の郷より右の過怠かたい可出候事。以上。

慶長一十三年

十月十三日

黒川主馬助生盛
岡部志摩守直好
稻葉土佐守秀口
青木喜作
花押
花押
花押
花押

竈年寄中

此等数通の証文は實に竈山領有の事實を證明するもの、又以て竈方は往時より由緒ある特異の部落にして世に其の筋の背顧はいこ（ふりむく）を受け來りし面目を想うにたらずや、更に穿考せんこう（掘り進み考へる）の歩を進むれば竈方の変遷沿革を大要次の如く推測するを得べし。

廣重の代、始めて製塩を業とせしに其の事がやがて一族分裂、諸竈發展の原由なるべし製塩を始めるや各處、便宜に従つて竈を築き、各其の所在地に若干宛の人員を配して従業させ、なるべく斯くして年を重ねるに従い、其の比較的盛大なる幾ヶ所が漸次發展して遂に一村居るを固定するに至りしものと察せらる、されば其の当初は従業上の利便適否によりて、いわゆる竈なるものの所在地は处处々転展、更替なりしこと、彼の北畠氏証文の（其の一）冒頭に「竈引越たるあと云々」の記あるによりても又推測せらる、前掲証文の宛名に就いて見れば其の跡歴然たり、即ち宝徳二年（一四五〇）の其れは「總竈年寄中」とありて其の幾竈なるかは明ならざれども、この頃既に數個の釜を称するものありしは自から瞭然たり降りて永正十八年（一五二一）大永七年（一五二七）元龜二年（一五七一）の其れは何れも五竈なる事を示し天正十六年（一五八八）慶長二年（一五九七）の其れは共に六竈なる事を指せる、則ち往時五竈時代、六竈時代ありしは容易に知らるべし、而して之れを更に現在の八竈と成りしは何時の交わりなるべきか、古老の口碑傳ふる所によれば今の大分竈は文祿三年（一五九四）始めて道行竈より派生せし村居なりと云う。

文禄三年の記録に左の如きものあり。

南伊勢度会郡六竈中弐拾五ヶ所。

山わけの事。

一五ヶ所 相賀がま 池の河地阿曾太平志平松 よなご あじろ。

一五ヶ所 道行がま 大方しほが ちな かさらぎ みえしま こがり かいご。

一貳ヶ所 赤崎がま 谷山よりなど山村山 大寺のをよりな曾すはま 大はままで。

一四ヶ所 小方竈 あしこり 寺倉 もみおがががはな迄 末はつかまよりさだがはな迄。

一三ヶ所 棚橋竈

てんじ ひざとをがひ 丸和にのぐ迄。

一四ヶ所 新桑竈 たまご 大当ざく 但あしはまは栃木と入会なり 壱中島のはなまで。

右の通り御検地請為、山年具定米三十石納申候 為後日 依如件。

文禄三年甲午（一五九四）霜月（十一月）十八日

相賀竈庄屋

同 年寄

忠左衛門
與助

道行竈庄屋

同 年寄

源左衛門
作左衛門

赤崎竈庄屋

同 年寄

小左衛門
源右衛門

小方竈庄屋

同 年寄

作右衛門
與三郎

栃木竈庄屋

同 年寄

源右衛門
與八郎

棚橋竈庄屋

同 年寄

與右衛門
源四郎

印 印 印 印 印 印 印 印 印

同 年寄 七右衛門 印
新桑龕庄屋 與惣左衛門印

同

年寄

清左衛門印

此れによりて見れば道行龕分有る中で大方なる字地あれば大方龕は道行龕より別れしと云う傳説は確信するに充分なり、されども其れが文禄三年の事に適すと云えるは明からず、此の山分けの御証文は文禄三年霜月になれるものなるに、連署中大方龕庄屋、年寄名を見ず、而して栃木は此に加れり、いわゆる六龕とは相賀・道行・赤崎・小方・棚橋・新桑を指すものにして栃木・大方は之れに與らず後に構成せられたる龕なる事は自ずから明かなり而して文禄三年よりも尚四年の後なる慶長二年の証文にも六龕とあるより察すれば栃木・大方の二村は表面龕を称して八龕を形成せるは慶長二年（一五九七）よりも後ならざるべからず、されども表面は表面の事のみ實際に於いて大方龕が一村に居を構へたるは郷党^{きょうとう}（村里）口碑の傳ふる如く或は文禄三年ならんか栃木に至つては文禄三年以前、己^{おのれ}に自実上の龕を成せる事、此山別証文に其の庄屋及び年寄が連署^{せんしょ}せるを見るも疑いを入れざる処なり、但し其の明確なる年代及び何れの龕より分裂^{ぶんれつ}せしかに就ては之れを穿考^{せんこう}するに由なし其の分領中新桑龕の下に「但し、あしはまは栃木と入会なり」の文あるよりすれば新桑龕・栃木龕、二龕の元密接なる関係あるを察するにたり、或は以て栃木龕は新桑龕の分村に就れるものなるべしとの推断又もなし得られざるにあらず、つまり龕方の発展、沿革、以上考へ來たれる所に就いて概括的^{がいかつてき}（似通つた事物をひとまとめにする）要領^{ようりょう}を此れに適録せば三位中将平維盛四世の孫岸上右衛門兵衛行盛なる人の草分けする所に係り降つて、嘉吉（一四四一～一四四四）文安（一四四四～一四五九）の頃に於いて製塩の業を創め龕の称を得て数個の村居を定め永正（一五〇四～一五二一）より元亀（一五七〇～一五七三）に至り五龕を形成し、更に其れより後天正（一五七三～一五九二）より慶長（一五九六～一六一五）の間に於いては六龕となり、やがて發展して八龕となり以て今日に至れるものなり、然れども其の古き時代少なくとも五龕時代より以前に於ける各龕の名称、所在等に就いては其の踏跡^{かみあと}殆ど原ぬるに苦しむ六龕時代の名称は前に記せる如く現在のものと同じきも五龕の其れは大に違へ

るを見る。 次に揚ぐる所を見よ。

小方のかま 野村。

うすずきのかま 橋本

弥九郎のかま

西川

永正

九月廿日

たなはしのかま
こがりのかま

島田（亀田）
村田

兵部丞恒満 花押
源兵衛秀弘 花押

是に北畠家より特に許與きよよ（許し与へる）せられたりと傳うる竈方五苗字の証文なるが現在竈方の内、ここに挙げたる旧名称を襲用する者僅かに小方・棚橋の二竈のみなり、うすずき・こがり・孫九郎等いへる竈方は如何に変遷消長せしにや現に道行竈所有字地に「こがり」なる名称あるにより道行竈は旧「こがり」の竈より出でしものと推定するが当然の如くなれども其の住民の姓は現に殆ど鳴田なる一事例に見るも往初より五竈時代における一族離合迂轉りごうよてん（遠くより曲がりくねる）の沿革を知らむ事、此の五苗字証文を見るに及んで愈甚ゆせん（すぐれてのびる）平として竈三叉路潰し亡羊を追う如きのみにあらざるなり斯くて竈方は全く製塩の業を棄てて現在の如く鋸口鋤犁のこぎりよめいさり? 専ら採樵さいせい（ひろい取る）耕こうきよ（耕し汲み取る）を事とするに至りしは何れの交りよりなるかに付いて此に一考せざるべからず。

案するに彼の文禄三年山別けの事ありしは既に此の頃に至つて各竈は盛んに伐採に従事せし事を印する痕跡こんせきならずや、而して又其の反面、人をして製塩業の衰微すいび若くは廃止はいしを想像せしむるものなるに、ならずや蓋し固く竈山領有の山二十五ヶ所は竈山又は塩木山の称へなるの如く始めは製塩に用ちうるに供せられたるも此の不便癖の地に在り製塩を主業とせんは之れが路を求めて生活に資せん事、当時にあつては多大の労力を要せざるべからざるべく降つて時代の推移、人口増殖、土地開拓等の新運を想うに従い寧口之れを捨てて農林を業とするの遙かに賢れたりとせらるるは必至の勢いなりし成るべし、此の考察よりせんか竈方製塩の業は文禄（一五九二～一五九六）の頃、夫より多少の以前に於いて全く之れを廃せりとなす

事当たらずとも遠からざる推断ならんか。

最後に彼の証文と共に秘蔵し來たれる柾の年代に付いて附言すべし柾は方五寸八分・深さ三寸三分・柾かけ長さ七寸・円径一寸二分なるが漆黒艶滑一見古色浸々たるもの殊に柾かけの両端切り口を見るに鋸を用いらずして竹筒を無造作に切り放ちたる跡、歴然たるが如き覺るに往代素材質直の面目を忍ばしむ。柾の四方には「六かま中柾」の文字を文刻しあり此の文字こそ永久に柾其れ自身の年齒を語るものなれ吾人は之れによりて容易に其の大約年代を知り得らる、何となれば従上考証し來たれる所によりて六竈の年代が天正（一五七三～一五九二）より慶長（一五九六～一六一五）の間なる事を知るかが故に即ち此の柾が吾人の血脉の上流を養うの一資具たりしを想うべきなり。

更に竈方發展の史乘に於いて光彩を放つべき記載幾多あるが如しと雖も文献微すべきものを闕けると且つ冗長（だらだらと長く締まりがない）に失するを嫌うが為に且く筆を休め更に章を改めて其の一・二を誌する事とせむ。

七、竈方の活動

竈方の祖先は名門の流を汲めりと雖も時利あらず世を推移して終に山野民人の伍に降り塩を焼き木を伐り或いは耕轉を事とするに至りし事、世運又已むを得ざる処あり然れども此の間に處して、常に武門棟梁の家に出でたる者なりとの觀念は全く消せず事變に遭遇するや必ず應分の力を渴して能く武士的面目を保持し顯揚（高く現す）し來たれる事前章に於いても既に之れが言をなせり、而して今之れを稍具体的に立証するにたるもの左の記録あつて存するあり。

覚。

一 竈方熊野山河井住人、岸上行弘・河井党則幕紋・上三ツ引・下二柏葉六葉・左二巴但三ツ巴。

一 田丸御所様・御代は赤堀津江立申候、其刻アヒス三方より名字替被下候。

一 慶長年中、石田治郎少輔陣の刻、稻葉藏人殿江戸に被為成御座候、竈方罷出御城番相勤其の御留守に

九鬼大隅殿、山田中島北庄、蔵屋敷に矢倉取り付け山田と岩出より道路無之手だて仕候。廻藏人殿江戸より御登被遊、竈の勢百人余り、山田中島に詰懸ケ、庄蔵屋敷を焼払い、九鬼大隅殿をも追立申候。其の時、忠節有之蔵人殿より知行三百石御折紙竈中へ被下候。其の節道行竈嶋田善太夫・赤崎竈橋本八兵衛小方竈野村弥左衛門・桟木竈橋本惣左衛門・棚橋竈村田弥左衛門・新桑竈島田喜左衛門七人手傷負い申候。棚橋竈村田茂左衛門・大方竈島田新左衛門・相賀竈村田仁兵衛・新桑竈島田兵左衛門、四人者討死仕候。

一其の節、九鬼大隅守殿鳥羽より上方へ船二艘にて落ち行き候処、古和浦へ御入津を竈方より鉄砲打懸候得ば大隅殿跡へ御戻り贊浦へ御入の処又竈方追かけ船一艘とめ、其の船を贊浦豆方にて焼捨申候。大隅殿加茂へ御入り候。

一慶長十九年（一六一四）大阪御陣の節稻葉大夫殿御立被成候。其の節竈方三十人御供仕候。其の時御蔵出三百石被下候就いて夫れ、大夫殿へも御奉公相勤申候。其の後は大夫殿、丹波へ御国替の節御隙申請候。

一元和（一六一五～一六二四）の節大夫殿藤堂和泉守殿御代にも被召寄、稻葉大夫殿へ勤め申候通り竈中より三十人相勤申候様にと被仰聞候得共、御免下候へと達つて御断申上候得ば御用立ての節出申候様にと鳥目（昔の錢・「金一両」永樂通宝一貫文）三十貫文（金三十両）被下候。以上。

竈中

竈方は古く既に国司北畠氏の為に尽くして功あり廿五ヶ所の山を与へられし事は之れを記せり又織田氏、処々の戦場にも出でて活動せし事も既に記載を見たり、而して此の覚書の第二条に田丸御所の代、赤堀の陣に立ちしと云える事文簡にして考うべからず竈山証文中、田丸中務直恩の名を以てせるもの天正十一年（一五八三）の日付あるを見れば云う所の赤堀の陣は恐らく天正中の事なるべし、而して其の節竈方が如何なる戦功ありしか又この時替えへられたりと云へる名字は何なりやは知るに由なし、但し其れが前章に云へる五苗字に有る事は其の年代彼は天正なる相異に見て自ずから明らかなり。

第三条は慶長中稻葉藏人に従つて軍記ありし事を記せるものなるが「石田治郎少輔陣」とあるより見れば慶長五年「関ヶ原ノ役」の際なり、按するに稻葉藏人とは当国岩出の城主にして五万石（実は四万五千石）食み左近大夫藏人道通と称す慶長十二年（一六〇七）十二月卒し法名を「富春院殿普岩受趣大居士」と云う関ヶ原の際は徳川氏に従い遙か東軍に応じたる者にして云う所の九鬼大隅とは豊公征韓の際水軍に將として聞へたる吉隆なるべく、この時に於いて石田光成に興たる事を知るべし「知行三百石云々」の折紙は現に稻葉道通直筆のもの御証文筐中に秘蔵し來たりて左に示さん。

口上
従六寵中詰候鉄砲者三十人知行三百石遣候猶以忠節氏義加増可遣候得者奉公專一候也。
藏人道通花押

慶長五年（一六〇〇）八月二十三日

（之より原文のまま写記）

第四条竈方が勝に乗じて更に敵将九鬼大隅を追窮したる次第を記せるものにして竈方後葉をして相傳へて覚へず快哉を呼はしめるもの也。第五条は竈方が大阪の役にも従いし事を記するものなり、慶長十九年の大阪陣とは所謂冬陣にして翌元和九年夏の陣を以て豊臣氏は全く滅びたり稻葉大夫とは蓋し藏人道通の子なるべし或は云う道通の子、紀通淡路守と称す兎に角竈方は藏人道通に従ひし所以を以て其の子の代にも喝し其の年紀通は摂津中島に封を移され後更に丹波福知山に替り同地に於いて家門断絶せりと傳ふ。而して竈方は其の國替の後は辞して従はざりしなり。

第六条は翌元和九年大阪夏の役起るや亦藤堂家より微され稻葉氏に従ひしと同うして陣に出でしよと強ひられしも竈方如何なる意思なりしにや之れを辞せんことを曰へり。元和偃武の後は徳川氏三百年太平の基全く成り元和五年徳川南龍公頼宜三家の位置として紀伊に封せられ此の地一帯其の所領となりしより竈方武士的活動は復々須ふる機なかりしなり但寛永十四年九州島原の乱起るや竈方亦起つて赴きしも未だ到らざるに乱既に平げるを聞き半途帰還したりといふ。

八、竈方の風尚。

古今東西の歴史と境遇との力に支配せられざるにあらず西洋の西洋的古今変遷の歴史と西洋的地理氣候等四圍の境遇とは以て西洋的風俗習慣道徳等の凡てを馴致し東洋の東洋的歴史と境遇とのそれらは以て東洋的國家社会人情風俗醸酵の原なり支那風は支那の歴史と境遇とより生れ日本風は日本の歴史と境遇とに孕まる関東関西江戸子と称し又は贊六と謂ふ奥州仙台を九州鹿児飛驒の高山と伊豆の大島臺灣と北海道皆其の言語風俗習慣等に於て著しき相違あるもの各其の歴史と境遇とよりせざるはなし灘波の蘆は伊勢の浜萩伊勢の国自ら伊勢の風あり伊勢の中に於いて南島は亦自ら南島の風あり而して南島の中に於いて一種共通の歴史と境遇とを有せるこの竈方豈竈方的風尚無からんや。

竈方の言語人情習慣等に就いては一々ここに評記せむこと煩に勝へず今其の抽象的概観に供すべき一二を適記して一班を窺ふに足らしめむとす、それ同一血族關係ある竈方が互に氣脈貫通して一致團結の風あるは理固より然るべき所にして一的を挙ぐれば竈中一邑が他村と紛擾を生ぜし場合に於いて惣竈すべて暗に明に極力之れが応援をなしたる如き是なり這般の消息を知るべきもの古くは竈方と阿曾島との關係争にに関する慶長二年の証文前既に挙ぐる所の如し降つて享保中の記録に更に適切なるものあり曰く。

一大方竈ト贊浦出入ニ付竈庄屋中田丸ヘ御証文持參致シ不殘御覽被遊候其上右之証文写上申様ニト郡御奉中嶋傳三右衛門様御代官堀田郷左衛門様御目付関口作右衛門様被仰せ候ニ付右之通写シ上申候以上。

享保十五年正月廿二日

相賀竈庄屋	治右衛門
道行竈庄屋	甚太衛門
大方竈庄屋	弥惣兵衛
赤崎竈庄屋	勘右衛門
小方竈庄屋	藤右衛門
栃木竈庄屋	友右衛門

棚橋竈庄屋 源助

新桑竈庄屋

源助

右之通何方之出入ニモ中間中出事ニテ出入之村々へハ相渡シ不申定末々共ニ為仰心得末書如此ニ候。

此は大方竈と贊浦との場合なるが傳へらるる道行竈と阿曾浦と紛争ありし際も同断なりしなるべく其の他の場合亦然りしならむ、それら事件終始詳細を記せるもの存ぜず此に叙するを得ず又必ずしも之を詳に記するを須ひざらむ唯此記録に見殊に此末書の明文により竈方の團結協戮の概を知らば足るのみ更に此に紹介すべき一記載を発見せり次に就いて微せよ。

一御公儀御法度之儀屹度相守可申時々御触等之趣能々承届ケ銘々家内之者子供迄モ能心得候様可申聞候事。

一博変諸勝負事一切致間敷候事。

一火之用心大切ニ可致風立候節ハ役人見廻氣ヲ付申候事。

一惣而村之風俗習慣昔古ヨリ致來候通相守新規ニ改メ申間敷村ハ末代人ハ替リモノニ候得バ其時々役人任セニ致置き候得バ末元ヲ取失ヒ申候モノニ候昔古之通相守可申候。

一村役人村中之者ニ其心ヲクワヘ普段身持ニ氣ヲ付不埒之筋相見ヘ候ハバ一両度モ意見致合点致候様申聞夫々レニテモ直リ不申候ハバ帳面除キ可申勿論銘々家内之者右ニ順ジ不埒之者有之候ハバ長役人へ可申子供逆モ同前ノ事大ゴト似合い成候而ハ両為ニ不相成小事ノウチ片付可申事。

一村役人不埒有之就我儘成致方有之候ハバ村中一同及相談庄屋元へ可申出事。

一村家数減少致候テハ御公儀其外諸入等銘々出銀相増末々村役勤兼不相続之基ヘバ銘々心掛休株之名前壱軒宛モ取立候様可致候事一病人有之候節ハ相互ノ事ニ候ヘバ替リガワリ見廻リ無午放養生致可遣候友達ノ渡世ニ御座候得者困窮無力之者ヲ一入救助ケ可申候事。

一氏神祭禮大切之事勿論当番年数定例有之事ニ候得者年々之積合致置午支不申様相勤可申候事。

一他村ノ非ヲ不攻当村銘々好合取ベ専要何事ニ不寄村ノ為ニモ相成義ハ及相続可申候事。

一右之條々能相守相続各立身銘々之先祖ヘ孝道子孫長久願モノ也。

此は村内規定たるものと見るべきは争うべからざる所なれども其の何れの村が何の年代に於いて制定せしものなるか之れが明記無ければ知るに由なし然れども此一書が現に竈中に保存せらるる事且つ其の第九條に「氏神祭礼大切之事勿論當番年数定例有之云々」の文字あるを察すれば此の竈方に於ける規定書なること殆ど明かなるを信ずるに足る従つて此一書中文字を透して所謂竈方風俗の梗概を推すを得べし。

今此條規を約して換言すれば。

第一遵奉 第二賭博ノ禁 第三火災消防 第四古俗保存 第五惡風邪制裁 第六压制忌避

第七興廢繼絶 第八善憐恵恤 第九敬神 第十謙謹自彊の十項要となる此十條之れを今日施すも以て殆ど間然する所無からずや若し此規定にして實際功效を修めむか真に村邑をして模範的美俗を挙げ得うるべし誠に末尾に謂へる如く各立身銘々の先祖へ孝道子孫長久の道たるものならんばならず。往時質直時代に於ける吾等の先祖が斯の如き精神を以て斯くの如く躬行実踐を期せし跡を想見れば後世豈景慕に価せずや。

九、竈方と大智院

大智院は大方竈にある曾洞宗四等法池之寺院なり今之れが竈方と如何なる交渉関係あるかを考究する所以は竈方考証の一篇に於いて逸すべからざるもの在つて存すればなり。

大智院奉安の本尊を十三佛となす十三躯の仏像高一寸八分背木を以て雕み精緻高雅の刀痕おのづから頗年暦を刻めるものたることは一見をして直覺せしむる所宜なり此十三ぼとけこそ平相國入道か嘗て念持佛とせしものにして後その嫡孫維盛卿に傳へ更に岸上左衛門尉に譲り終に以て竈方に相承すと傳へらる。

但此は傳記のみ之れが作者及び由来等に関する何等の記録微すべきものを見ざれば或は遂に以て真とし難しと為すものあらむ。

之れが鑑定は専門家の背否に俟つの外なしと雖も今且く之れを打ち消すは足るべき反証の拳がらざる限り此傳説に基づいて多少の臆憶を試みむこと亦強ち従事たらざるべし。而して此の傳説にせむか十三佛は

じつに大智院の十三佛にあらずして竈方の十三佛なり、従い而して之れを本尊とせる大智院は一竈のみの大智院にあらずして實に全竈方の大智院たるべき事竈方の歴史より見て當に然るべき帰結を得べし果たして然らば竈方と大智院との関係は太だ緊密なるものあるにあらずや。

大智院の草創沿革を接するに創めて徳庵讚公知藏なる禪僧の開基に係り開山を仲谷周細大和尚と為す、開基に就ては其の年代等すべて知るに由なきも開山は田丸廣泰寺第三世にして其の示寂は天文七年三月二十七日なること過去帳を檢して之れを知れり、されば開山の住院年代は天文若くば天文の前享禄その前大永の頃を出すべからず開基より若干の前住を歷て開山第一世に至り始めて諸地起立せしものか之れが攻究に資するものを欠くと雖も之れに依りて大永・享禄・天文の頃、若しくはそれ以前即ち今を距たる大凡三百八九十年前（大正三年起算）乃至其り若干年の往時に於いて開創せらりたりと推定すること蓋し太だしき失当にあらざるべし。

然るに既に竈方の發展沿革の條下に記せるが如く口碑相傳ふる所によれば文禄三年初めに隣邑道行竈より分離して一邑居を形成せしものなりといふ、文禄三年は今を去ること三百二十一年なれば大智院開創は大方竈が未だ存在せざるより約六七十年乃至これ以上の往時に屬するものとなる口碑傳説の誤れるか、將に亦邑居未だ在らざるに寺院のみ孤立せしものなるか甚だ むに勝へたり。

或は謂ふ大方竈が未だ分離せざりし以前は大智院亦道行竈にありしものにして現に道行竈には寺の後と称する字地あり而して在來大智院が其の支邑に伴はれて本邑より移されたりと謂ふは太だ奇なるが如くなれども彼の八幡神像が難を恐れて古來成るべく僻蔭の地を揃んで屢遷座を見たると一般竈方珍宝の一たる十三佛の所在地亦然り知るものにして即ち其れにか奉安所たる大智院が移転の由いて来る所なりと、聊か傳会に過ぐる感無きにあらざれども傳説を基礎とする此の條下に於いては亦拠るべき一説として参考せざるを得ず。

降つて元和五年、徳川頼宣和歌山に封せられ此の地一帯其の所領に属するや、旨を以て大智院を竈方本寺と定めらるといふ、されば現に大智院には八ヶ竈の過去精靈簿あり竈方各家先亡精靈を祭れる八基の牌

座をも在せり近世に至り各竈隔在して諸端便宜を欠くにより各処随意に菩提所を設くるにいたり且つ信教自由は憲法により保障せらるるに及び或は祖先傳來の宗教を改めて各自任意の宗教を奉ずること亦異しむに足らずと雖も竈方と大智院とは實に以上の如き寅縁を有するものなることを忘るべからざるなり。

又謂う八幡神像も元大智院に拝鎮せしを後世に至り今の神祠を造當して遷座し奉れるものなりと、さればにや現に洞院本尊台座には十三躯の双別に一躯の跡歴然闕けて存せり十三佛と八幡神とを併せて安置せる時代ありしとせば大智院が竈方に於ける関係も愈重要なるものありと謂はざるべからず遺憾矣其の安置年代に至つては並びに之れを詳にする由なり。

大智院開山第一世より以つて現住に至る總て十八世。

十、結尾

叙し去り叙し去り竈方考証の綱要ここに略盡きたりとす顧みて竈方同族が傳統系脈の蹤躅を観れば其の裡凜乎たる生命身體の流るるあり其の間幾度の教訓・勸誠の帛するもあるを覚えざるを得ず曰く敬神の念曰く祖先崇拜の心曰く團結一致の精神少くとも之れらの事項は其の尤も顯著なる者なり、而して此に之れを具体的に標榜するものは實に彼の八竈輪番の八幡宮大祭の盛儀なりとす。

八幡宮大祭は四方に喧傳せられ近界に異彩を放ち來たれること此に久し大祭の義に就ては固より其ぞれの故実あり口傳あり作法・威儀悉くをここに詳記せむこと太だ容易なりとせず、照了せむと欲するものは一たび実地に之れを觀覽するに若かざるなり大祭は固より竈方が執行する大祭なり之れが義規次第を拝記して以て竈方人士の為めに示さむと謂はむは猶「達磨に向かつて禪を説き、孔子に対して字を教えへむと謂ふが如き」のみ今唯局外關係無きものよりして此を觀て果して如何なる感を惹けるかを見むが為めに特に左の記載を抄出することとせむ。斯く有り難き祭神なるを以て祖先崇拜の隆儀自ら異彩あり神像は元と當竈の大智院に鎮祭せられしものにて、弓の義を神祭に行うことは行盛の時代に始まりしが如し。

八幡宮と染め出したる二旒赤旗は今尚、あげ羽の蝶の春風邪を偲ばしめ御証文の秘籠を武技によりて受

授する厳式こそ世に稀なる典儀なりけれ。

今や弓は吉田流を型とすれども慶長年間の詫書によれば川井流を守りし次第明瞭にて「祖矢代ノ式」「賭弓ノ傳」「射場ノ作法」「鞆ノ名義」等傳授あり氏神祭礼具として各竈に定紋付大幕・宿幕・箭留・祭船・幕幟・吹貫・船艤幕あり行列及び船飾用として弓二挺・鉄砲二挺・槍二筋・長刀一振・挾筐一荷・大笠一本・立笠一本・赤熊一本・唄船壹艘を備へ射手は受取番九人他の竈二人づつ渡番一人の定にて二十二人式に勤仕す勇ましくも亦優雅なる古例なるかな。

唄船は極彩色を施したる鰐船にて左右両舷に船幕を張り渡し舳に鎗二本・弓四張りを立て国旗を交叉し屋形を設けて両側に槍・長刀を飾り内に二・盛装して太鼓を打ち準備をなし、艤には吹貫幟・手槍等を立て元老茲に座を構ふ艤は八挺にて舟唄謡ひは屋形の前に整列し合図の鉄砲打ち一人便宜の場所に有りて号令す、盛儀壯觀威風浦上に充ちて優雅言ふばかりなし。

行列は船場に整へられて射場に練りに入るなり其の列次は、羽織袴の先払い群衆を押し開き、金・銀紙にて作りし采配二人羽織袴にて先途に立ち扮装せる奴姿の一人、六分踏みつつ三間槍を捧げて進み、次に鳥居形の枠に神的を吊りたるを麻上下に一刀を挾み口に息除けの白紙を啣みたる小兒二人・麻上下の男一人相列次し奴姿の滑稽男二人挾筐を担ぎて道中唄を謡い「トコセ、トコセ・コリヤセイ、コリヤセイ」と囁き乍ら進む、次に槍・鉄砲・槍・弓・槍・台傘・薙刀槍肅として列り麻上下に両刀を帶した武士一人嚴然として木槍・紙旗を携へたる十数人の小兒を随へて進み後殿に奴姿の峠筐持「トコセ、トコセ・コリヤセイ、コリヤセイ」を唱いて練り進む途中、五分間程にて一発の号砲と共に「お休み」と呼び進行を中止し前行の挾筐持ちは奇矯なる身振りをなし俗謡を唄い賭事の真似をなす、又一発の号砲と共に「お立ち」の声傳はり静々と練り進む光景、他的大名列の盛観に此すべくもあらねど、南島の一奇観として奇俗に算ふべき也。春光長閑比盛儀を照らして壮快の陽気浩然として煥發せり此盛典に酔へる数千の八ヶ竈村人は祖先の追憶を胸にして聖代の餘澤^{よた}を感じるに狂喜せる状更に更に其の奇観を盛ならしめたりき。

うたへ黄鳥一枝の紅梅勇士の鉄心を動かさんづるものだし。

此日大智院にて御証文受渡式あり各竈方の祝宴あり大方竈の娘十数人、酒間を斡旋接待し古例の祝歌を唄いて興を添ふ婉曲優妙一種の雅韻あり容正の清楚作法の端正と相応じて漫に快惚たらずんばあらず此の竈方祭りは啻に一僻陬地の余興として看過すべからざる価値あり茲に其の梗概を敍しして都人士の観覽を薦む。此は是れ明治四十五年大方竈に当番大祭の光景にして同年三月八日九日十日の三ヶ日にわたりて「伊勢朝報」三面上欄に「竈方祭」と題して連載せられたる長篇記事の数節を摘録せしものなり、見よ或は「祖先崇拜の隆儀自ら異彩ありと曰ひ、或は「勇ましくも亦優雅なる古例なるかな」と曰ひ、或は盛儀壯觀威風海上に充ちて優雅言うばかりなし」と曰ひ、或は「南島の一奇觀として奇俗にさんたんふべし」と曰ふ。

門外者流の眼に映じたる竈方祭りは實に然く讚歎に値せるを知るべし、又云う「此の盛典に酔へる数千の八竈村民は祖先の追懷を胸にして聖代の餘澤を感謝するに狂喜せる状更に更に其の奇觀を盛ならしめたり」と寔に然り従上の歴史ある竈方、従上の由緒ある八幡なり祖先崇拜と敬神との精神は此の大祭に於ける竈方人士の胸仲には正に打成一片なり豈景仰追慕の念 繼として啻に狂喜するのみならむや、更に感極まり血熱し之れに繼ぐに涕涙滂沱たるを以てするものながらむや、蓋し是れ人情の至美と謂わむのみ而して彼の末段に「婉曲優妙一種の雅韻あり」と曰ひ「容正の清楚作法の端正と相應じて慢に恍惚たらずんばあらず」と曰へるもの亦以て所謂竈方風尚の一面を評価するものと認め得られざるにあらず、而も最後に「此の竈方祭は啻に一僻陬地の余興として看過すべからざる価値あり」と言へる如きは一に門外漢の語のみ首も竈方系統の子孫とすれば因より意に充たざること遠くして遠きものならずんばあらざるなり。

若し其れ團結一致の論に至つては之れか解釈の如何によりて是非損益区々たるべし、或は謂はむ同族協戮的の語は其の間直ちに異種排擠的の意味を返響するに非ずやと、夫れ或いは然らむ實に必ずしも然らざるなり。同一血族なるが故に團結協戮する固と必然の勢にして人情の天真流露なり然れども此を以て直に排他的なりと断ずべからず、時に有事の際に臨んで排他的着色を帯ぶるあるが如き偏に同族親善己むを得ざるの手段に出づるものにして、所謂正当防衛なり、所謂自己保存なり試に彼の竈方村規に見よ「他村の非を攻めず当村銘々好合取ベ専要」の一條なるもの最も適切に此の意義を表白するものにあらずや、

高等人の道徳的感情は決して利己的排他的ならざるものあることを知らざるべからず、又近來部落的觀念を打破して公共的精神を涵養し以て地方自治の自覺を強くせしめざるべからずと論するものあり、善哉、言や然り言や寔に善しきれど此論實驗に於いて深甚の注意を要し機宣に適せざれば不測の禍害を釀し謂う所の改善は善を改めて却つて不善を導くの歎なき能わざるに及ぶなきを保せず、其れ愛國的精神に基づき挙国一致は近隣團結を第一歩となす、借問す部落的觀念これを拡充するときは其の心理作用の根底に於いて所謂、國家的觀念と相異りあるか同族親善これが特質を原めれば所謂家族制度を形成せる根本的精神と相同じからざるか想へ吾が帝國は古來家族制度と就し西洋各國は個人主義を以て立ち来れる事を、是れ所謂歴史と境遇とより分る所にして必至の勢と謂うべく具に執つて之れが対比考究を為さば彼是長短得失の自ら其の間に存するを見るべし、然も國家即ち一大家族の形式に在る我が帝國に於いて那邊迄在來の家族制度を保存し幾何の西洋主義を取り入るべきかに就いては實際に於いて最も慎重なる考量を要す豈輕々に断すべけんや、西洋の個文主義は亦之に対して正反なる社會主義を生む個人主義社會主義俱に取るべき許多の長所ありと雖も其の激越極端なるに至つては實に其の害毒蛇蝎惡戰よりも恐るべきものあり是に於いて吾人は敢て言う部落的觀念を打破することや可、而も個人主義の尤も恐るべきものに変ぜざれば幸甚、公共的精神の涵養を言うや可、而も尤も忌むべき社會主義に陥らずんば幸甚自治の自覺を強らせしめんと図るや可、而も最も憂うべき國家的觀念の消耗を見るに至らずんば幸々甚々なりと吾人は此に多くの議論を避けて單に次の如く切望の言を為す「誇りある歴史と親密なる關係を共有し久しく南島に異彩を放ち來たれる竜方人士よ此に於いて深き注意と省察とを解らば自ら誤解することなく他の誤解する所とならず益々穩便なる思想感情の陶冶向上に力め愈自彊不息次で部分と全体との幸福を増進すべく相戒め相奨めざるべけむや」と。又或は竜方の風尚を一警して保守的消極的退嬰的なりとなす者あり由來由緒ある竜方が崇古的自尊的の風邪を一面に示せるは固より其の所なり從つて他より之れを見れば保守退嬰消極の觀、或いは之れ無しとせざらむ、然も其れは他の所見のみ竜方自身りして謂はば自ら其の止まる所を知つて軽々しく時流風潮の翻弄に委せざるものと為すべきか彼の村規の第四に古俗保存を謂へる如き、尤も此に該當せ

る論題たるべきも畢竟之れが解釈之れが運用を誤らば真に消極的にして村邑の進運を沮止するものとなるべし、若し克く変通を知つて其の精神を施行せば美俗翕然として起り以て他に範を垂るるに足るべく現代或は進歩改良を口にして從に浮華輕佻の俗を誘致するものあるに比すれば蓋し其の実際的効果啻に倍の風俗習慣は愈益保持し擁護して以て後世に顯彰せしむべし此の点亦是れ竜方人士の権、省み相戒めざるべからざる所なり。之彼らの外吾人が父祖に学ぶべき者、忠節・義勇・遵法・恭謙・善隣數へ来たれば尚、幾多の徳目を挙げ得べきこと此の一編、考証の跡に察して歴々たり吾が竜方人士たる者、須く其の光輝ある歴史と系統とを以て徒に誇りとするに止めず、取つて以て之れを權威ある訓誨とし諭離として各自省察し各自努力し以て宗祖の面目を永久に汚損せしむることなく一門をして益々詠唱せしめ吾人と社会と共に同じく無窮の福縁を享受せむことを期すべきなり果たして之を奈何すべき曰く道あるのみ徳あるのみ道を践み徳くを修むるに於いて古今東西何かあらむ。

道と曰ふに於いて吾が竜方傳習の一にして最も興味深く意長きものあり、弓術是れなり禮記に曰く「射は君子に似たるあり諸れを正鵠に失なへば諸れを其の身に求む」と子思う之れを演べて曰く「君子の道は辟へは遠きに行に必ずきよりするが如く辟へは高きに登るに必ず卑きよりするが如し」と禮樂・射御書數之れを六藝と云う、六藝を修むるは實に孔明修習の肝要而して射るは其の中に一たり、是を以て聖賢之れによりて道を講じ徳を説く若し夫れ吾が弓箭の事に至つては誠に武士道の根源に吾人大和民族に於いて更に意義を加ふること限りなし。

嗚呼竜方弓箭の儀、豈興、深く意長きものあらずや則ち宜しく此の習俗をして永久に廃せしめざる所に斯の道を不斷に践み此の徳を無辺に耀かさんことを期せずして可ならむや、而して之を望むや遠しとすべからず、之を行ふや難しとすべからず子思が言の如く唯之を適きようし之を卑きようすべきのみ、茲に先賢の言を仮り重ねて此の義を寅べ以て結辞に代へむ。

曰く。 古の明徳を天下に明かにせんと欲する者は先づ其の國を治む、其の國を治めんと欲する者は先

づ其の家を齊ふ、其の家を齊へんと欲するものは先づ身を修む其の身を修めんと欲する者は先づ其の心を正しうす、其の心を正しうせんと欲する者は先づ其の意を誠にす、其の意を誠にせんと欲する者は先づ其の知を致す、知を致すは物に格るに在り、物格つて而る后知るると至る、知ると至つて而る后意識なり、意識にして而る后、心正し、心正しくして而る后身修る、身修まつて而る后家齊ふ、家齊うて而る后、國治まる、國治まつて后天下平なり。

又曰く。一家仁なれば一国仁に興り。一家讓なりば一国讓に興り。一人貧戻るなれば一国乱を為す。
其の機此の如し此を一言事を憤り一人國を定むといふ。

詩に曰く。妻子好く合へり。瑟琴を鼓するが如し。
兄弟既に翕へり。和樂し且つ耽む角の室家に宜しく角の妻を楽ましむ。

南島八竈考鑑略（おわり）。

十一、八竈考鑑略年表

適 要	時 代	年 代
平氏ノ源葛原親王	桓武天皇ノ御宇	天応一年（七八一）～延暦二十四年（七八一～八〇五）
平將軍 貞 盛		
平正盛（清盛ノ祖父）	朱雀天皇ノ御宇	延長八年（九三〇）～天慶八年（九四五） <small>（西暦記載）</small>
源義親（八幡太郎長子）ヲ斬る	天仁二年	一一〇九年
平治ノ乱（平氏ノ栄中）	平治元年	一一五九年
小松内府重盛ノ薨去	治承三年八月	一一八九年
諸源蜂起ス	治承四年	一一九〇年
入道相國清盛薨ズ	養和元年	一一八一年

一ノ他に敗退	寿永二年	一一八三年
壇ノ浦覆滅	元暦元年	一一八四年
竈方草分時代	弘安・正応ノ頃	一二七九～一二九〇年
岸上行盛始メテ八幡神祠ヲ建立	嘉吉・文安ノ交	一四四一～一四五〇年
竈方始メテ塩焼ヲスル	宝徳二年	一四五〇～一四五一年
竈山証文（其の一）「忠行」	永正十八年	一五二一年
竈山証文（其の二）「親忠」	大永七年	一五二七年
竈山証文（其の三）「國忠」	元亀二年	一五七一年
竈山証文（其の四）「忠親」	天正十一年	一五八三年
竈山証文（其の五）「田丸中務」	天正一六年	一五八八年
竈山証文（其の六）「藤川源八」	慶長二年	一五九七年
竈山証文（其の七）「因幡藏人等」	慶長十三年	一五九八年
同上（其の八）「黒川主馬助等」	文禄三年	一六〇八年
二十五ヶ所山別ノ覚書	永正～元亀ノ間	一五九四年
五竈時代	文禄～慶長ノ頃	一五〇四年
六竈時代	天正～慶長ノ間	一五〇四年
八竈形成	天正～慶長ノ頃	一五〇四年
五苗字ノ証文	永正中	一五〇四年
竈方塩焼廃止年代	天文～文禄ノ交	一五〇四年
竈方秘蔵古耕ノ年代	天正～慶長ノ間	一五〇四年
竈方赤掘ノ陣二出陣	天正年中	一五〇四年

関ヶ役稻葉藏人ヲ助ケ

三百石折紙ヲ受ケル

竈方大阪冬ノ陣ニ出ヅ

竈方島原ノ乱ニ赴カントス

大智院ノ開創

大智院ヲ竈方本寺トス。

南島八竈考附碌終り。

慶長五年

一六〇〇年

慶長十九年
寛永十四年

一六一四年
一六三七年

大永ノ天文ノ間

一五二〇ノ一五五三年